

**第5章****都市計画法****1 定義等****(1) 定義 A****[都市計画]**

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画をいう（4条1項）。

**[開発行為]**

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行う（4条2項）。[28-10]

**(2) 都市計画区域 A**

都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。また都道府県は、新たに住居都市、工業都市その他の都市として開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする（5条1項、2項参照）。[27-6、R2-6]

**表 都市計画区域の指定**

指定権者	都市計画区域	内 容
都道府県	都道府県	あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聞くとともに、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。
国土交通大臣	2以上の都府県の区域にわたる	あらかじめ、関係都府県の意見を聞いて指定するものとする。この場合において、関係都府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聽かなければならない。

(出所：筆者作成)